

令和5年度版 大分市移住者応援給付事業 大分市移住支援事業

◎担当部署 大分市土木建築部住宅課
住宅活用担当班(本庁舎6階)
◎電話番号 097-585-6012(直通)

- 申請日前1年以内に県外に住民票があるか？
 - 住民票を移す直前に1年以上県外に在住していること
 - 移住する理由が、転勤や出向等でないこと
- ※そのほかにも要件有り

はい

いいえ

× 支援の対象となりません

- 【就職】①移住後の就業先は大分県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人ですか？
②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業ですか？
- 【テレワーク】所属先企業等からの命令ではなく、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行いますか？
- 【関係人口】①大分県、県内市町村が実施した「ふるさとワーキングホリデー」参加により大分市内に一定期間以上滞在しましたか？
②大分県が実施する「関係人口拡大プロジェクト ゆわえば大分」に参加しましたか？
- 【起業】本人等が起業する場合にあっては、申請日前1年以内にあらかじめ大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定により実施する起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていますか？
《起業についての相談は、おおいたスタートアップセンター097-537-9111》



※就業期間等、他にも要件があります。

はい

いいえ

居住する住宅は？

それ以外
(実家・共同住宅の賃貸
など)

住宅の取得(戸建て、共同住宅)
OR
賃貸(空き家バンク登録物件のみ)

世帯 ⇒ 定額100万円
単身 ⇒ 定額60万円

× 支援の対象となりません

子育て世帯 ⇒ 定額30万円
それ以外の世帯 ⇒ 定額20万円

※18歳未満の子を帯同して移住する場合に加算あり
東京圏からの移住: +100万円、その他の地域: +30万

※子育て世帯とは、申請する年度において
18歳以下の子を含む世帯です。